

2015

2020

連合香川



# 男女平等 参画推進計画



## 1 はじめに

世界各国は「国際婦人年世界会議」での行動計画や「女性差別撤廃条約」などに基づき、女性への差別の撤廃と男女平等の実現に取り組んでおり、男女平等参画の推進は世界的な潮流である。

日本政府は1985年に「女性差別撤廃条約」を批准した。現在は、男女共同参画社会基本法に基づいて策定した第3次男女共同参画基本計画のもと、「社会のあらゆる分野で、指導的地位に女性が占める割合を2020年までに30%程度にする」ことなどの実現をめざしている。現政府も「女性の活躍促進」を少子高齢化対策や経済政策の観点から重要テーマに掲げ、経営者団体も同様に取り組みを進めている。しかし、国際的に見れば、日本は未だ「母性保護」や「人権・セクハラ」の点で問題も多く、「仕事における平等」「家庭での男女の分担」等について男女間格差が際だって大きく、平等社会となっていない。その中でも労働組合はとくに遅れをとっているのが現状である。

連合はこれまで、非正規労働者の増加などへの対応が遅れ、組織率と社会的影響力の低下に歯止めをかけられなかった。また、労働組合には固定的性別役割分業意識が根強く残っていることなどもあり、これまで3次にわたって策定してきた「男女平等参画推進計画」の取り組みも不十分で、いまだ多くの組織は男性正社員が中心であるといわざるをえない。連合組合員の女性割合は約3割で、組合役員の女性割合は1割にも満たない。

いま、男女がともに仕事と生活を両立できる環境や、公正な労働条件のもと、生活状況に応じて柔軟に就業継続できる多様な働き方を整備する必要性はいっそう高まっている。また、女性をはじめ多様な人材の就労と能力発揮の機会を保障し、社会・経済の活力と持続可能性を維持していくことは、最重要かつ喫緊の課題となっている。

それは労働組合においてもまた同様である。連合は、めざす社会を実現するために、女性や若者、非正規労働者など多様な仲間が結集し、力を発揮する組織になる必要がある。労働組合における男女平等参画は、その成否を決する課題である。

## 2 理念

連合香川は、「**男女が対等・平等で人権が尊重された働きやすく暮らしやすい『男女平等参画社会』をめざすとともに、地域社会・職場および私たち労働組合内での男女平等参画の推進**」に取り組めます。

### 3 連合香川における男女平等推進の状況

連合は、1989年の結成以降「あらゆる分野に女性の積極的な参加をすすめ、男女平等な社会の実現をはかる」ことを目標に掲げ、2012年までに3次の「男女平等参画推進計画」を策定し取り組みを進めてきた。

連合香川は本部の推進計画に連動し取り組みをすすめ、2006年～2012年を取り組み期間とする第3次推進計画に合わせて、第24回地方委員会（2007年6月）において「連合香川男女平等参画推進計画」を策定し、その中で、連合香川においては①女性副会長の選出等の「執行委員会への女性の参画推進」、②特別代議員を含む大会等への女性の参加推進を目標とし、構成組織に対しては①男女平等推進委員会の設置、②執行委員会への女性の参画、③議決機関等への女性の参画を目標として掲げた。

以降、第17回定期大会（2009年11月）に規約改正を行い、女性副会長を設置することとなったが、「女性役員ゼロ組織の解消や女性組合員比率に応じた役員配置」「大会等の女性代議員比率」「男女平等推進の行動計画の策定」については、アンケート結果にも現れているように進展していない。

しかしながら、「組合の運動方針に男女平等参画推進が明記されている」組織の比率は2012年と比べ6ポイント増え42.1%になっていることや、「組合の活動時間、活動スタイルの見直し」を行った組織が20ポイント以上増え28.1%となるなど、男女平等やワーク・ライフ・バランスの推進が組織の中でも徐々に浸透しているように思える。



### 4 推進計画の基本的考え方

連合本部第4次男女平等参画推進計画を基に、連合香川における「運動目標」「数値目標」を設定し、連合香川および構成組織が取り組む行動を計画に盛り込む。

また計画策定にあたり取り組んだ「男女平等推進アンケート」での実態（女性組合員比率等）を考慮した計画とする。



## 5 運動目標

目標

1

**働きがいのある人間らしい  
仕事(ディーセント・ワーク)  
の実現と女性の活躍促進**

- ①均等均衡待遇の実現
- ②男女ともに働きやすい職場づくり
- ③女性の活躍促進

目標

2

**仕事と生活の調和**

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②家事・育児の分担
- ③休みのとれる職場の雰囲気づくり

## 6 数値目標および期間

目標

1

地域協議会および構成組織における運動方針（大会議案等）に「男女平等参画推進」と3つの目標「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）の実現と女性の活躍の促進」「仕事と生活の調和」「多様な仲間の結集と労働運動の活性化」に取り組むことを明記する。

地域協議会 2015年度末〔2016.1頃の総会〕

構成組織 2016年度末大会等までに、全組織が方針に明記

目標

2

連合香川および女性組合員が存在する組織においては、女性役員を選出することを目標とし、以下の数値目標の達成に努める。

連合香川・地域協議会

連合香川執行委員

2017年第25回大会（2017.11大会）までにさらなる配置  
2020年第28回大会（2020.11大会）までに30%の配置

地域協議会

2017年改選期（2018.1頃の総会）までに幹事の配置  
2020年改選期（2021.1頃の総会）までに30%の配置

構成組織

各構成組織（産別）が目標としている比率の達成を図る。目標の設定していない場合は、以下の目標に取り組む。

女性役員選出

**女性組合員比率25%以上の組織〔構成組織・単組等〕**

2017年までに女性役員を1名以上配置する。  
例) 2017年夏～秋に行われる大会等での役員改選時

**女性組合員比率5%以上の組織**

2020年度までに女性役員を1名以上配置する。  
例) 2020年夏～秋に行われる大会等での役員改選時

女性役員比率

2020年度までに女性組合員比率に応じた女性役員の選出をめざす。  
例) 2020年夏～秋に行われる大会等での役員改選時

目標

3

## 多様な仲間の結集と労働運動の活性化

- ①非正規労働者の更なる組織化
- ②老若男女だれもが参加しやすい運動の推進
- ③女性の参画向上
- ④人材育成



目標

3

## 連合香川および構成組織における機関会議の女性参画率について、以下の数値目標の達成に努める。

### 連合香川・地域協議会

#### 大会代議員・地方委員会

2017年第25回大会までに20%を目標、  
2020年第28回大会までに30%を目標とする。  
(委任除く)

#### 審議会等委員

2017年年度末までに20%を目標、  
2020年年度末までに30%を目標とする。

#### 地域協議会総会

2017年総会(2018.1頃の総会)までに20%を目標、  
2020年総会(2021.1頃の総会)までに30%を目標とする。  
(委任除く)

### 構成組織

#### 大会等代議員

各構成組織(産別)が目標としている比率の達成を図る。  
目標の設定していない場合は、特別代議員制度等も活用し、  
2020年大会までに女性組合員比率以上の女性代議員を選出する。



## 7 スケジュール等

本部第4次計画同様に本推進計画も2020年度までを取り組み期間とし、中間年（2017年度）に検証と、必要な推進計画の見直しを行う。

## 8 具体的な取り組み

### 連合香川での 取り組み



#### 1 「連合香川 2015～2020 男女平等参画推進計画」の大会承認

1年遅れとなるが「連合香川 2015～2020 男女平等参画推進計画」を策定し、第22回定期大会（2014.11.14）において大会承認を得て、連合香川構成組織全体で取り組むことを確認する。

#### 2 男女平等参画推進施策の展開

推進計画策定・実施のキックオフとし、“PR施策”を展開する。第22回定期大会で施策を周知・募集し、第39回地方委員会（2015.2）において発表（披露）する。

定期大会以降は、連合香川ホームページおよび機関誌「連合香川」等において、常に「男女平等参画推進」のPRに努める。

#### 3 男女平等参画推進委員会の活動

これまで連合香川の男女平等参画推進委員会は定期的には開催できていなかったが、今後は「男女平等参画推進計画の進捗状況の確認」「推進施策の展開」「学習会・セミナー等の企画」「春闘要求へのワーク・ライフ・バランス等課題提起」等のために、年2～3回開催することとする。なお各課題とも女性委員会との連携にも配慮する。

#### 4 女性委員会の活動

女性組合員自身が学び・交流することから、女性の声・要望等を集約することに努め、必要な意見・要望を執行委員会や男女平等参画推進委員会に反映する。

#### 5 地域協議会での取り組み

加盟単組と協力し女性幹事の選出に努める。

また幹事会等において「男女平等参画推進」について学習会や意見交換を行うなど、単組等での男女平等参画の側面支援を行う。



## 構成組織での

### 取り組み

構成組織（産別等）の「男女平等参画推進計画」の着実な実践に努めるとともに、推進計画が策定されていない構成組織や単組等は以下の取り組みを、達成期限を意識しつつ、積極的に進める。

#### 1 運動方針に「男女平等参画推進」を明記する。

女性組合員の有無に関わらず、3つの目標をふくめた男女平等参画推進を運動方針（大会議案等）に記載し、組合運動の中で意識した活動を行う。

#### 2 「男女平等参画推進計画」を策定する。

数値目標・計画期間・具体的取り組み内容を設定した「男女平等参画推進計画」を策定する。

#### 3 男女平等推進委員会または推進委員・女性委員会の設置と活動の活性化

執行委員会と別に「男女平等推進委員会」「男女平等推進委員」や「女性委員会」を設置し、「男女平等参画」「均等均衡待遇」や「女性の活躍促進」等の議論を行い、執行委員会に意見反映する。また「男女平等推進委員会」と「女性委員会」は連携を強化する。

#### 4 組織活動・交渉活動等と一体的取り組みの推進

「組合活動時間の配慮」、老若男女・正規非正規等「多様な仲間の結集」や、春闘をはじめとする「労働条件（均等均衡待遇、採用・任用区分、育児・介護等の休暇制度等）」の交渉課題での、「男女平等参画」を意識した取り組みの推進を行う。

#### 5 学習会・セミナー等の開催および参加

構成組織や単組等における学習会・セミナー等の開催による組合員への意識づけとPRを行う。また上部団体や連合主催の会議等へ積極的に派遣を行う。

#### 6 役員人材の育成

次代の役員育成を意識しつつ、①一般組合員への教育、②次期役員としての教育、③将来的に幹部を意識した教育等を計画するとともに、人材育成では女性役員の発掘を常に意識する。



発行: 2014年11月

発行元: 連合香川 〒760-0066 香川県高松市福岡町2丁目4番7号 TEL:087-802-2925 FAX:087-802-2927 <http://www.jtuc-rengo.jp/kagawa/>